

安倍流改憲の道か、日本国憲法の道か

—2015年安保闘争、立憲主義・民主主義の政治を展望して—

神戸女学院大学教授 石川 康宏



こんにちは。まずご紹介したいのは、先程ツイッターに流れてきたこの画像です。今日（11月8日）の午後、高校生たちの主催による宣伝活動が原宿で行われました。そこで共産党の志位さんが話し、民主党の蓮舫さんが話しをしたそうです。そして、蓮舫さんが話し終わったところで高校生から「野党は

共闘」のコールがかかる。そうすると、この写真のように2人は手をつなぐおれません。こうして世論の力で政治を動かしていくというのが、私たちやみなさんの主権者としての大事な役割です。

関連してツイッターには、こういう書き込みがありました。「まさかのシー、レンホウを

「無理やり採決」、政治を元に戻す政府を

安保法の内容や国会での議論については、井上議員から詳しい報告がありましたので、その点は省略させていただきます。

今回の強行採決の無理やりぶりについては、3つのことが言えると思います。一つは憲法違反という無理やり。二つは圧倒的多数

再度ステージに挙げてのコールの練習。高校生スゲー。彼らはちゃんとコール&レスポンスを練習しますから、国会議員も練習させられているのです。主権者は政治家ではなく国民だ。その関係を示す象徴的な光景の一つといえそうです。

が「今決める必要はない」と言っていた主権者＝国民の意向を無視した無理やり、三つ目は国会のルールを踏みにじった無理やりです。9月17日の参院特別委員会では、ヒゲの佐藤（佐藤正久自民党筆頭理事）の右ストリートが飛び、「ふくよか議員」なるものが鴻池

委員長を取り囲み、議事の記録者も、何が起きているのか聞き取れないというやり方で「採決」が行われる。こうした三重の無理やりを犯したルール無視の強行でした。

こういうひどい政権の横暴の前に、これに反対する運動をしてきた人から、政権を交代しなければダメだという声が上がってきました。たとえば参議院本会議の前日の東京新聞で、早稲田大学の長谷部先生（長谷部恭男教授）はこう言っています。「これからどうたかかっていくか。政権を変えるしかないと思う。安保法制を廃止する法案を提出して成立させる。しかし、それだけでは駄目だ。集団的自衛権行使を容認した閣議決定の撤回が必要で、そのためには政権を変えなければダメだ」。閣議の撤回は閣議自身がするべきですから、そのためには政権を手にいれる必要があるというわけです。

まったく同じことを、「安全保障関連法に反対する学者の会」の広渡さん（広渡清吾東大名誉教授、日本学術会議前会長）も言われました。9月20日の記者会見で「反対運動を豊かに発展させて国民多数の意思を国会の多数にし、そこに立つ政権を誕生させ、安保法を廃止し閣議決定を撤回させる」と述べたのです。

カギは国民の世論と運動

安保法案の廃案を求める運動は、時とともに内容を発展させてきましたが、これが成立した段階にいたり、いよいよ市民の手に新しい政権を〴〵という運動が提起されてきたわけです。この多くの願いに応える形で、共産党から次の選挙や政権構想についての新しい提案が出されました。

それが9月19日に、日本共産党が発表した「戦争法（安保法制）廃止の国民連合政府」の呼びかけです。その内容は、①戦争法（安保法制）廃止、安倍政権打倒のたたかいをさらに発展させよう、②戦争法廃止で一致する政党・団体・個人が共同して国民連合政府をつくろう、③戦争法廃止の国民連合政府」で一致する野党が、国政選挙で選挙協力を行おうというものです。同党副委員長の小池さんが、たびたび「われわれは国民の運動によって脱皮させられた

安倍・自民党がつくりたい日本

自民党は改憲政党―2010年新綱領

「安倍流改憲の道か、日本国憲法の道か」

のだ」と言いますが、ここには政治の主人公としての国民の一段の成熟がよくあらわれています。

これに対して生活の党の小沢代表は、「野党が本気でやる心意気と勇気をもって政権交代に立ち向かう姿勢を示せば、必ず国民の信頼を得ることができ、道は拓かれていくと確信しています」と共感の姿勢を示しました。

共産党の志位委員長は『提案』が実るかどうかの最大の「カギ」が何かといえば、国民のみなさんの世論と運動だと思っております」と述べました。自ら手をつなごうとしない政治家に手をつながせる、そういう変化を国民世論は、安保法案の廃止を求める国会前の取り組みでつくってきました。これからはそれを安保法廃止の国会づくり、閣議決定を撤回する政権づくりのために行っていくかねばなりません。先の高校生たちの集まりは、それを実践する重要な取り組みとなっています。

という今日の本題に入っていきます。こういうひどい戦争法を無理やり通した安倍自民党は、いったいどういう日本をつく

ろうとしているのか。まずは「安倍流改憲の道」が示す日本社会についてです。

自民党は2010年に綱領を変えました。なぜ変えたのか？きっかけに2009年の政権転落です。安倍、福田、麻生内閣と続き、すでに自民党はボロボロでした。その上での政権転落で、自民党議員の中には民主への鞍替えに動こうとする者もたくさん出ました。しかし財界がこれにブレーキをかけます。経済同友会などは、選挙当日に「自民党再生」の号令をかけました。財界はそれまでに2大政党制づくりの努力をしていましたが、民主党の育ち具合はまだ十分なものではありませんでした。当時の財界通信簿でも、自民党と民主党の評価にはかなりの落差が残っていました。そこで、そんな民主党に政権をまかせるわけにはいかない。自民党よ、タガをしめ直せとしたのです。

これをきっかけとした党内議論の結果、つくられたのがこの新しい綱領です。前文で「我が党は：日本らしい日本の保守主義を政治理念として再出発したい」と述べています。「日本らしい日本の保守主義」というのは何とでも読める文章ですが、その内

容は、二年後の改憲案ではつきりします。先回りしておけば、これは天皇が絶対権力者だった戦前の政治を再びつくるといふことです。あとで改憲案の内容を見て確かめましょう。

「新憲法制定」が第一の政策

さらに「我が党の政策の基本的考えは次による」として、改憲案は第一に「新憲法の制定」を掲げています。若い人から「自民党とはどのような政党ですか」と聞かれた時に、「財界いいなりで、アメリカいいなりで：」と最初にいろいろ言う必要はありません。「改憲のための政党だ」というのが100点満点の答えです。

今の自民党が一番やりたいと思っているのが改憲です。それは「日本らしい日本の姿を示し、世界に貢献できる新憲法」にするというものです。「日本らしい日本」というのは天皇を権力者とする国の形、「世界に貢献できる」はもちろん軍事力を用いてということ。そのために「一國平和主義的観念論を排す」、つまり9条を変えろと言っています。

さらに「自助自立する個人を尊重する」とも言っています。よくこんな日本語を考えたと

と思います。「自助自立」できない個人は尊重しない社会を目指すということ。そんな社会で国民はどう生きていけばよいのか。そこは「家族で抱き合え」というわけです。自己責任論、家族責任論ということ。この綱領をつくることによって、自民党は明らかに、全体として右に一歩ズレました。政治路線の右傾化です。復古主義の色彩をさらに強め、人権軽視の立場をさらに深めました。

ですから、かつての自民党の大幹部から、いまの自民党はおかしい、ついていけない」という声が出てきます。河野洋平さん（元自民党総裁）に至っては、「右翼政治みたいな気がする」（2月24日名古屋での講演）とまで言いました。

これは、私たちが手をつなぐことのできる相手の広がり大きな変化を意味しています。右翼政治にブレーキをかけるということでは、これらの人とも手をつなぐことができず、各種の取り組みの中に、そうした問題意識をしっかりと貫いていく必要があります。

2012年自民党「日本国憲法改正草案」

天皇を頂点に戴く独裁政治を

さて天皇中心の国をめざすと、現在の自民党の政治理念を紹介しましたが、これを自民党の改憲案に沿ってみていきます。

前文に改憲の目的が明示されています。「日本国は、長い歴史と固有の文化をもち、国民統合の象徴である天皇を戴く国家」、「日本国民は、良き伝統と我々の国家を末永く子孫に継承するため、ここにこの憲法を制定する」。

アメリカとともに戦争することが最大の目的ではない、財界いいなりの度合いを深めることが中心の目的ではない。一番やりたいことは、天皇を頂点に据える国家をつくり、これを孫子の代へとつなげていくことこそ目的だということです。「戴く」というのは、頭の上に置くということです。国民はみな平等というのはいやめにして、天皇を庶民とは別格、下々とは別格の権威・権力をもった存在として、そこに国民が従う社会づくりをしたいということです。

天皇を頂点に置くというのは、具体的にはどういうことか。改憲案の中から2カ所を紹

介します。一つは、第1条の「天皇は日本国の元首」です。元首というのは国家を対外的に代表する人です。主権在民のルールに従えば、それは国民が選ぶべきものでなければなりません。では、この憲法の下では、私たち有権者の下に「第一回・国民的天皇選択選挙の投票」を求めるハガキが届くのか。あるいは、私たちもまた天皇に立候補してよいのか。それはダメだということです。天皇は週れば「神」につながる万世一系の存在だということです。つまり私たちは、主権者ですよといわれながらも、自分たちの代表さへ選ぶ権利のない、形だけの主権者にされるといことです。民主主義、万人の平等めざして進んできた人類の歴史に対する大きな逆行です。復古です。

憲法尊重擁護義務から天皇を削除

もう一つ、改憲案は102条に「憲法尊重擁護義務」をさだめています。そこからは天皇と摂政が外されます。

ご承知のように、憲法は権力による国民への命令ではなく、国民による権力者への命令です。それが立憲主義の根本にある考え方で

す。その由来は歴史の中に明らかです。王様が武力で支配したかつての封建制の社会を倒し、万人は平等だ、市民の民主主義が必要だというブルジョア革命が起こされます。血を流しての政治体制の転換です。その過程で、新しい政治の内容を示したフランス人権宣言やアメリカ独立宣言のような「憲法」が作られる。そして、その後で、その憲法を実行するための政府が作られます。ですから、大統領が誰であれ、首相が誰であれ、政治権力はいつでも憲法を実現するための権力となるわけです。立憲主義はこうした関係が生まれた近代政治の根本原理でした。

ですから自民党であれ、共産党であれ、公明党であれ、どの政党の誰が政権を担当しても、その政権は日本国憲法を指針に、その理想をかなえるための政治を行わなければなりません。そこで憲法99条は「天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ」とされています。

ところが改憲案はここから天皇と摂政をはずすということです。摂政というのは、天皇が幼いとか病弱などの理由で、その代理として政治を行う者のことです。さて、そうすると

天皇は国の元首でありながら、なおかつ憲法尊重擁護の義務をもたない者となっていきま
す。憲法が、最高権力者をきびしく縛ること
ができないとなると、これはもう近代の民主
政治の枠を超えてしまいます。通常の日本語
では、こうした存在は独裁者といわれるので
はないでしょうか。

あからさまな「神の国」・靖国派内閣

そうした国づくりがたくて仕方がないと
いう人たちが、安倍内閣の大臣たちを集まっ
ています。2012年12月に成立した安倍内
閣は、2014年9月、2015年10月と内
閣改造を行ってきましたが、どの内閣にあつ
てもこうした右派の議員が多数をしめまし
た。「日本会議国会議員懇談会」に所属する
大臣の占有率は、68・4%から84・2%へ、
60・0%へと変遷しています。「神道政治連
盟国会議員懇談会」は84・2%から94・7%、
85・0%、「みんなで靖国神社に参拝する国
會議員の会」は78・9%から84・2%、65・0%
です。だから、安倍さんのことを止める人が
いない。内閣全体が「オール右派」内閣になっ
ているからです。

「神道政治連盟」についてですが、戦時中

には、天皇は天照大神の子孫だとされていま
した。昭和天皇は、それが人間の姿をとつて
この世にあらわれた現人神あらひとがみである。したがつ
て天皇の意志は神の意志であり、天皇の政治
は神の政治である。誰もこれに逆らつてはい
けない。「天皇は神聖にして侵すべからず」(大
日本帝国憲法第3条)とされました。日本は
そもそもそうした神の導きによる政治が行わ
れるべき国であり、そうした政治にもどすべ
きである。そういう考え方を根本にもつた人
たちです

時代錯誤も甚だしいのですが、残念ながら
日本の21世紀では、こんな人たちが大臣の多
数を占めているわけです。復古主義、靖国史
観というその思想の根強さを軽視してはいけ
ません。

憲法の尊重語る天皇に反して

ここで一言付け加えておかなければならな
いことは、今の天皇はそんな馬鹿な国づくり
を望んでいるわけではないということですが、
天皇が時々公表する「おことば」ですが、み
なさんは宮内庁のホームページを見たことは
ないでしょうか。過去の「おことば」も読む
ことができます。読んでみるとわかることで

すが、天皇はたびたび、私は日本国憲法の定
めに基ついて天皇としての役割を果たしてま
いります」という趣旨の言葉を繰り返してい
ます。

2014年7月1日には内閣が集团的自衛
権容認の閣議決定をしました。その翌月、
8月15日の終戦記念日の発言の中でも、戦
後日本にとつて最も大事な教訓は戦争をしな
いことだ」と述べました。それが最大の教訓
だといったのです。さらに、今年、安倍さん
が戦後70年の安倍談話を出すとしたわけが
が、正月の「おことば」では、満州事件以来
の日本の歴史を国民のみなさん、もう一度振
り返ろう」と述べました。

つまり安倍さんたちの言う「美しい国論は、
天皇ならだれでも大好きというのではないの
です。超越した独裁的な個人としての天皇が
いて、その人が「右」と言えば一億人が右を
向き、「左」と言えば一億人が左を向くような、
そうした精神的に統一した国の形、それを「美
しい」と言っているのです。安倍さんにとつ
て必要なはそういう絶対的な権力者として
の天皇です。ますます時代錯誤です。

消える不戦、「国防軍」の設置とその任務

改憲案ですが、「戦争をする」という進路を選択したわけですから、日本国憲法にある戦争をしないという趣旨の文章はすべてなくなりません。前文の「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないやうに」は、もちろん削除です。だつて戦争する国にしたのですから。それから、「全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する」も削除です。そんな権利を認めていたら、ミサイルを撃ち込むことができませんから。我々はアメリカと一緒に、ともかくアメリカがおっしゃるところを攻めに行くといっているわけで、そこに「恐怖と欠乏」を生み出すのですから。

これは安倍さんが一人で考えた改憲案ではありません。伊吹文明さん（衆議院議員）等が中心になって、集団的に検討されて作られた改憲案です。安倍さんの改憲案ではなく、自民党全体の改憲案です。

9条はどうするのか？「陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、

これを認めない」は、もちろん削除です。交戦できる国にしたいのですから。そして自衛隊は国防軍に名前を変えます。国防軍の任務について、第9条2の第3項はこう書いています。「国防軍は、第一項に規定する任務を遂行するための活動のほか、法律の定めるところにより、国際社会の平和と安全を確保するために国際的に協調して行われる活動及び公の秩序を維持し、又は国民の生命若しくは自由を守るための活動を行うことができる」。第一項は、外からの攻撃によって独立が侵害されることへの対処です。それに対して国防軍が抵抗するという限りでは、国民の多くは賛成ということになるでしょう。しかしこの項には、その他に任務が二つ書かれています。一つは「国際社会の平和と安全を確保するために国際的に協調して行われる活動」です。これが集団的自衛権の行使につながる部分です。内容はもう繰り返しません。

「公益及び公の秩序」と国防軍

もう一つ、ここに重要な指摘があるので。「公の秩序を守るための活動」です。「公の秩序」についてはどこにも定義がありませんが、予想されるのは「天皇を頂点とし

たこの国のかたち」ということです。そういう独裁的な政治体制を覆そうとするものが出てきたときには、「国防軍」が出てくるというのです。体制を覆そうとするものはどこから出てくるのか？海外からではありません。海外からの侵害には第1項の任務で対応できます。では、一体どこからなのか？国内です。かつての侵略戦争の時代にも、「侵略戦争反対」「植民地を解放せよ」「天皇制反対」という声がありました。それをこの国の政府は、力づくで叩き潰しました。共産党員、民主主義者、宗教者など、いろんな人が捕えられ、牢屋に放り込まれて、殺されました。ようするにその焼き直しです。「公の秩序」を守るために軍隊を使う。この改憲案には「内乱」という言葉も出てきます。それは後で紹介します。

第21条は、「集会・結社・表現の自由」についてですが、「公益及び公の秩序を害することを目的とした活動を行い、並びにそれを目的として結社をすることは、認められない」となっています。さて「憲法会議」はどうなるのでしょうか？

「もういいや、日本国憲法は昔のものだ。自民党が決めた新しい憲法で行くしかない」。

そのように考え方を転換する人は、たぶん昨日までとそう変わらぬ生活をする事ができるでしょう。しかし「子どもや孫が、再び軍国主義の教育で洗脳され、戦場に送り込まれるなど許されない」。そのように主張する人は憲法違反の存在となり、国賊となります。もう家には帰れません。治安警察が待ち構えていますから。みなさんは、もう二度と家族に会うこともできず、つばの広い帽子を目深に被つて、顔を隠しながら大きなビルの陰から陰へ歩きまわる「地下活動家」になるのです。このように、自民党の改憲案は、大日本帝国憲法だけでなく、治安維持法の要素も広くふくめたものとなっています。こうした改憲案を作った政党が、この国の政権を担っているというのですから、これはとても恐ろしいことです。

緊急事態条項で「内乱」を鎮圧

第9章は丸ごと新設です。いまの憲法にはありません。緊急事態の宣言、つまりなにかこの国に大事が起こった瞬間には、「国民よ、いまからあらゆる法律をストップする。この期間、国民はすべて国家権力の言うことを聞け」ということを宣言し、実際にそのとおり

の運営をするというのです。普通の日本語で言えば「戒厳令」を敷くということです。民主主義の熟していない軍事独裁政権の下で行われるような事態です。戦前の2・26事件を想起される方もおられるかもしれませんが。

改憲案の第98条はこうなっています。「内閣総理大臣は、我が国に対する外部からの武力攻撃、内乱等による社会秩序の混乱、地震等による大規模な自然災害その他の法律で定める緊急事態において、特に必要があると認めるときは、法律の定めるところにより、閣議にかけて、緊急事態の宣言を発することができる」。

どういう時に宣言するのか。一つは戦争の時、もう一つは大規模な自然災害の時、もう一つは内乱の時とはつきり書いています。内乱を起こすのか誰でしょう？「こんな国の形はゴメンです」「民主主義と平和をかちとりましょう」。そのように主張する人々です。かつて東京に戒厳令がしかれた2・26事件では昭和天皇が白い馬に乗って出てきました。現代であれば、とてつもないスピードで走り回る戦車や装甲車などが、みなさんを蹴散らすことになるでしょう。

大急ぎで一部分だけを見てきましたが、改

憲案の全体は次のようなものになっています。第1に天皇中心の復古主義の国にする、第2にアメリカと共同戦争ができる国にする、第3に国民が自己責任、家族責任で生きる国にする、第4に、経済運営は大企業中心の「活力ある経済活動」(前文)でいく、そして第5に、権力への批判を許さぬ国にする。これが自民党の改憲案です。

読み知らせれば怒りよぶ「改憲案」

公表されて3年半もたつのに、なぜ日本国民はもつと怒らないのでしょうか？理由は簡単です。「私は憲法が大事だと思い、平和を望んでいます」という人が、これをちゃんと読んでいないからです。だから深刻な危機感を持ち得ていない。そんなにひどいものなら、誰かが「読め」と言ってくるに違いないという、指示待ち姿勢の人が少なくないのです。それではダメです。私たちの運動は、はたして各自一人一人が自分でものを考えて動くということになっているのか、そこを改めて考え直す必要があるように思います。

日本国憲法が示す道

「非戦」の思想―国際連盟の経験

つづいて日本国憲法が示す道に話を移します。日本国憲法はダメだという人たちには、美しいことが書いてあるがあまりにも理想論にすぎると、現実世界から離れすぎている、これでは国は守れないし、そこまで人権を守る国などありえない―そんなことをいう人がいます。はたして本当でしょうか？ それは本当に世界の現実の歴史からはずれた、宙に浮いた理想論にすぎないものなのでしょうか？

20世紀の最初には、世界に戦争を行うことを制限する条約はほぼありませんでした。捕虜を勝手に殺してはいけないなど戦争のやり方についてのルールはあっても、戦争そのものを禁止するルールはありませんでした。それは大国の中に、植民地拡大という共通の目的があったからです。

ところが、そこに大問題が起こります。1914年からの第一次世界大戦で2000万人もの犠牲者が出たのです。戦車は出てくる、飛行機も出てくる。毒ガスがまか

れるといったわけで、戦場の兵士に限られない一般市民への大量の無差別殺戮が広がりました。毒ガスは、吸い込むと気管の内側がはれ、気管が詰まるようにつくられました。息を吸い込もうとするけど空気が入らず死んでいく。だからたくさんの犠牲者が、首を伸ばして、爪で首を引つ掻きながら、目を剥いて死んでいくのです。小さな子どもから年寄りまで。

こうしたあまりの惨事を前に、これはまづい、なんとか戦争を止めなければ、そういう願いの下につくられたのが国際連盟（1920年）です。「加盟国は、戦争に訴えざるの義務を受諾し」（前文）、つまり戦争しないと約束したもののだけが入れる国際組織がつくられたのです。ところが大統領が国際連盟の言いだしっぺだったアメリカが、国内の事情によって加盟しない。そこで大国アメリカも含めて、戦争を禁止する条約を別に作ろうという動きがフランスなどから起こります。その成果がいわゆる「パリ不戦条約」（1928年）です。第1条「締約国は、国際紛争解決の為戦争に訴ふることを非とし：政策の手段としての戦争を放棄する」。戦争

放棄の条約です。日本国憲法に先立つことおよそ20年の国際的な取り決めです。そしてスペインは1931年の憲法に、フィリピンは1935年の憲法に、それぞれ戦争の「放棄」をはっきり書き込みました。日本国憲法の直系のご先祖です。憲法の前文や第9条の精神は、こうした20世紀前半の世界の努力をまっすぐ継承するものでした。

「戦争放棄」―世界の価値の集大成

憲法の歴史を学ぶときに、みなさんはベアテ・シロタ・ゴードンの話を聞いたことがあるかも知れません。戦前の日本で少女時代を過ごした女性です。日本での女性や子どもたちの無権利状態をよく見ており、戦争中はアメリカにいて、その後占領軍の一員という肩書をもって、日本にいたお父さん、お母さんを探しにもどってきた人です。占領軍では通訳などの仕事をしていました。そのベアテが、日本国憲法の草案をGHQがつくることになった時に、日本のことをよく知り、言葉もできるからと憲法草案の作成に加わるようになるのです。わずか22才の時のことです。後に回想してベアテは「世界中の憲法を、東京中の図書館を回って集めてきた」と言っ

います。つまり、すでに世界にあった学ばべき素晴らしい憲法の条文や、国際的な約束事など価値あるものを全部まとめて日本国憲法をつくっていく。それによって過去50年間侵略戦争を繰り返させた日本を、本当に人間のいのちを大切に、平和を尊重する国につくりかえたいと思ったというのです。

みずから戦争を放棄し、戦争のない世界づくりの先頭に立つという日本国憲法のも、こうして取り入れられたものでした。

「自衛」の名での侵略、集団的自衛権

歴史を振り返っておくと、国際社会がそうした努力を開始した時に、国際連盟を打ち壊す役割を果たしたのが日本でした。国際連盟を最初に抜けたのは、コスタリカでしたが、その理由は分担金が払えないというものでした。それに対して日本が抜けたのは、日本軍が朝鮮半島を超えて「満州」にまで侵略の手を広げた「満州事変」をとがめられたことがきっかけです。その後、33年に国際連盟を脱退し、後につづいたドイツとイタリアとともに、3国軍事同盟をつくっていきます。第二次大戦をしかける国々となったわけです。その3カ国の軍事同盟が、スターリンをだ

ますためのヒトラーの策謀だったということ、最近の不破哲二さんの『スターリン秘史』が述べていることですが、横道にそれしてしまうので今日はご紹介までに。

連合国側のアメリカとイギリスは、1941年に大西洋憲章を発表します。そこには「すべての国のすべての人が、恐怖と欠乏からの自由のうちに、かれらの生をまっとうすることを保障するところの…平和を」という文章がでてきます。これも、先にふれたように日本国憲法の前文に「全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有する」というふうには、事実上、再録されています。

こうして日本国憲法には世界の先進的な思想や理念が取り込まれました。それは机の上だけで理想を語ったものではなく、国際政治の事実の中で、多くの苦労をとめないながら練り上げられた指針です。それを理想論だ、理想主義だと切つて捨てるのは、こうした人類社会の努力そのものを否定するものになりません。

かつて日本がアジアに侵略の手を広げる時に用いられたのは「満蒙は日本の生命線だ」といった「自衛を口実とした侵略の合理化」

論でした。いま集団的自衛権の名目で、再び日本が海外での戦争を開始しようとしている事実は、再び日本を戦争のない世界づくりに抵抗する、歴史逆流の担い手にしようとするものでしかありません。これは世界にとっても大きな迷惑です。さいわい平和を守ろうという国民の力は、戦時中よりはるかに大きく育っていますから、恥ずべき歴史の再現をくい止めていくことは可能です。

社会権をふくむ現代的な憲法の流れ

もう一つ、国家による生存権の保障に代表される社会権の問題にもふれておきます。自民党の改憲案では、国民の生活は自己責任、家族責任が基調となっています。国に頼って生きていくなんて、そんな甘えた考え方ではダメだ、「己の力で生きて行け」ということです。では国家が国民の生存権を守るといふ発想はどこから出てきたものでしょう。ご想像のとおり、これも人間社会の長い努力の産物です。

ブルジョア革命によって歴史の最初につくられた憲法は、「近代憲法」と言われますが、そこに記された人権は人々の「自由権」が中心になっています。「私は王様に拉致されない」

「私の思想は自由」「職業の選択も自由」「転居も自由」等々です。それらの自由を国家に保障させるのが国民の「自由権」でした。近代国家はそうした人権を保障する役割を担う国家とされました。

人権を保障する国家の始まり

ところが、その下で資本主義が発展してみると、経済の自由、契約の自由だけでは、満足に生きることでできない労働者が大量に生まれてきます。そこから、自由だけでは暮らせない、くらしの最低限を政治が守る社会をつくらうという運動が始まります。それが、国民が幸せに生きる権利の保障を国家に求める「社会権」の運動です。中心は「健康で文化的な生活を送る権利」「教育を受ける権利」「安心して働く権利」などとなります。それから社会権を政治が守る、そういう社会と国家をつくらうという運動が行われるわけです。

少し詳しく述べると、「人権」というのは、王様の権力を頂点とした身分制の社会や政治の体制を批判する取り組みの中で生み出された言葉です。ホップスやロックという人の名前をご存知の方も多いと思います。生まれつき、王様の子どもは王様、農民の子どもは農民、

両者には人格の上下関係があるという身分を否定して、人は誰も平等だ、同じように人としての権利をもっているという思想です。そのように多くの人が平等にもつ権利を保障する国家をつくるために、古い身分制の政治を打ち倒す、それがブルジョア革命でした。

その革命の中で示された、私たちがこれからつくりたい社会の形をまとめたものが近代的憲法です。アメリカの独立宣言や、フランスの人権宣言がその最初です。そこに定められた人民の権利は「自由権」を内容とするものでした。

ところが、その後、問題が起こってきます。経済活動の自由、雇用の自由の中で資本主義が発展していくと、労働者がボロボロになっていくのです。自由放任の経済では食べていくことができない、そこからブルジョア革命の限界に対する批判がでてきます。フリードリヒ・エンゲルスの『空想から科学へ』第1章の世界です。資本主義の問題点を是正する労働運動や、資本主義を乗り越える新しい社会をめざす労働者たちの革命運動もでてきます。

その中で大きな転機となったのが、1871年のパリ・コミューンです。当時はフランス全体とは別にパリの政治権力があつ

たのですが、それを労働者たちが手にしたのです。3カ月ほどの短命でしたが、権力を手にした労働者たちは、いったいどういう政治を実現するべきか、そのことについてのいろいろな宣言を発表するのです。「フランス人民に対する宣言」他ですが、その中に、労働者は自由権だけでは生きられない、最低限の暮らしと子どもの教育を守る政治が必要だということが入るのです。これが社会権の公然たる提起の最初で、近代憲法の再編を求める最初の試みとなりました。

パリ・コミューンとワイマール憲法

パリ・コミューンの指導部に、いわゆるマルクス派の労働者は1人もいません。それにもかかわらずこうした方針で出てきたわけで、そこには当時のヨーロッパの労働者の運動全体の水準の高さが現われています。そういう権力をつくるためには、賃金制度と決別しないとダメではないかという問題提起まで行います。

パリ・コミューンは3カ月で潰されてしまいますが、社会権の思想は生き残ります。その思想がいよいよ憲法に明記されたのが、1919年のワイマール共和国憲法です。王

様による帝国の時代を超え、民主的な共和制のドイツをめざしてつくられた憲法です。このように「自由権」だけでなく、そこに「社会権」が加えられた段階の憲法を「現代憲法」といって、それ以前の「近代憲法」と区別します。ここには、生存権、教育権、労働権など、日本国憲法が掲げた社会権のすべてが入りました。日本国憲法よりおよそ30年も早い時期にです。ここにも、日本国憲法が世界の価値ある思想を広く吸収してつくられたという経過が現われています。

ワイマール憲法の内容で、さらにすごいと思うのは、「経済生活の秩序は、各人に人間に値する生活を確保することを目的とし、正義の原則に適合しなければならぬ。各人の経済上の自由は、この限界内で保障される」(第151条1項)とした条文です。資本家のやりたい放題ではダメだ、資本家もまた「正義の原則」の枠の中で経済活動をせねばならないとしているのです。ルールある資本主義です。資本主義の社会は、発展の過程でたくさん人の生活条件を守ろうとすれば、自分自分を制約していかざるをえない。自分を制約するような運動や考え方を資本主義の体内から創り出さずにおれないものであるわけです。そ

のことを表した点でも非常に面白い憲法です。ヨーロッパではこのように自由権を中心とした「近代憲法」から、社会権を含んだ「現代憲法」へという憲法の発展があったのですが、日本では一体どうだったでしょう。次にそこを見ていきます。

先駆的な日本国憲法への大飛躍

日本にも時代を離れた2つの憲法があります。大日本帝国憲法と日本国憲法です。第一段階の大日本帝国憲法の特徴は、自由権はほとんど何もないということです。一体、これのどが近代の憲法なのかという内容です。書かれているのは天皇が巨大な権力をもった主権者だということばかりです。そこには首相という言葉さえ登場しません。国民は臣民と言われ、天皇の家来と位置づけられました。家来だから「赤紙」一枚で戦場に送れるのです。ご主人である天皇から家来である国民への命令です。自由権ありませんから、小林多喜二が描いたような悲惨な労働、悲惨な生活が当たり前でした。もちろん「人権」を求めてたたかっただけの人や組織もあったのですが、残念ながら30年代半ばには、これらの運動も弾圧されてしまいます。

この状況に、とんでもない飛躍を生み出したのが戦後の日本国憲法です。占領軍が日本国憲法草案をつくる。先ほど紹介したような、世界のもっともすぐれた憲法や条約などを参考にして、この国を民主的につくりかえようとしたものです。そして戦後に、初めて女性が参加した選挙でつくられた衆議院と貴族院での審議をへて日本国憲法は施行されます。そこには、初めての自由権だけでなく、社会権までもが一挙に書き込まれました。男女は平等で、国民の権利の前に戦争放棄も書かれています。今日の世界からみても、最も先駆的といえるような内容の憲法です。

しかし、多くの国民はとまどいました。日本国憲法第97条は、「この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである」と書いていますが、その意味が理解できないのです。「私たち、自由権なんて求めたことありませんけど…」という人が圧倒的多数だったのです。さらに、その先の生存権になると想像もつかない、考えたこともないという人もたくさん

いたでしよう。

こうして戦争のない世界を目指す「平和憲法」の側面は、切実に求められながら、人権、特に社会権については理解が及ばないという状況で、日本国憲法は受け入れられました。

憲法をめぐる戦後政治―飛躍に迫いつく国民の努力も

その結果、憲法をめぐる戦後日本の政治のスタートラインは、こういう形になりました。一つには世界史の先端をゆく日本国憲法がある、二つには、それを政治の指針にするつもりのない政府がつづいていく―そうなのは1947〜48年にアメリカの占領政策が転換して、日本を反共産主義の軍事拠点にするところからでした―、そして三つには、そのアメリカが、日本に対して9条「改正」を求めつづける、四つ目に、その中で初めて主権者となった日本国民は「平和」を切望するが、基本的人権には理解があまりおよばない、こういう構図の中での戦後のスタートとなりました。

ですから日本の政府は、たとえば自民党の結党（1955年）の最初から改憲をめざして活動します。明文改憲をめざし、それがダメ

なら解釈改憲と、憲法の実施ではなく変更を求めることを政治の中心に据えてくるのです。

それに対して国民の中には、攻撃されるたびに憲法の内実を学ぶ取り組みが広がります。学ぶことを通じて「これは奪われてはいけないものだ」という理解を広めてきました。それが戦後、今日までずっと続いていきます。京都に嵯峨川府政が実現したのは1950年のことですが、後にこの府政は「憲法を暮らしの中にかそう」という垂れ幕を、京都府庁舎に下げるようになります。これは、その後全国に広がった革新自治体の「灯台」となりました。また、時代は飛んで21世紀に入り、自民党や民主党からも改憲案が次々出てくる、2004年に「九条の会」をつくるなど

改憲焦点に安倍政権とのたたかい

安倍政権は強くない―下がる支持率

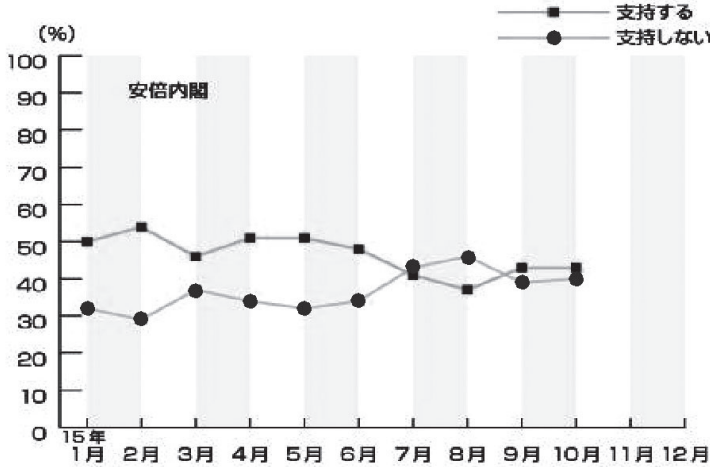
では、今後の政治の動きはどうなるのか。もちろん先の見えないところはいくつもありますが、それでも、できるだけの見通しをもつために、いくつかの材料を確認していきましょう。一つはNHKの世論調査で

して、国民は憲法を守り、実現する運動を継続してきました。

そして今日です。2014年7月1日には集団的自衛権の行使を容認する閣議決定がなされ、その具体化をめぐる「2015年安保闘争」が政府と国民とのあいだではげしく展開され、それは今も続く状況となっています。戦後をはじめ主権者となった国民の中には、戦争法の廃止と閣議決定撤回のための政権をつくろうという取り組みが育ちつつあります。国民が自分たちの意思にもとづいて政府をつくる。お上に任せておいてはいけないというところに、70年かかってたどり着いたのです。ここには国民の主権者としての大きな成長が現われています。

す（表）。世論調査は自分たちの主張に都合のいい結果を出すために、質問を工夫するなどのことをしているとところもあるようですから、数字が何%であるかはあまり意味がありません。ただし同じ質問を国民にし続けている場合には、そこに世論の変化が現われます。2015年の内閣支持率の変化を見ると、ジ

内閣支持率



「グザグザはあっても」「支持する」のグラフは下がっており、「支持しない」は上がっています。時々の数字はいろいろあっても、変化の方向はそうなっているということですよ。

国民は自民党をどれくらい支持しているのか？ NHKの調査では、今年に入ってから35%まで下がっています。テレビの中の安倍さんは、特に国会での質疑などでは独裁

政党支持率

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
自民党	39.4	41.2	36.7	37.8	37.5	35.8	34.7	34.3	34.7	35.6		
民主党	9.2	10.3	10.9	9.2	7.8	9.4	7.7	10.9	9.8	8.6		
公明党	4.0	4.9	3.8	4.1	5.3	3.6	4.2	3.0	3.7	3.3		
維新の党	2.7	2.2	2.0	3.6	2.0	2.6	2.5	2.5	1.3	0.7		
共産党	3.7	4.2	4.6	4.8	3.5	4.4	3.3	4.2	4.0	4.2		
社民党	0.8	0.7	1.6	0.9	0.8	0.9	0.7	0.7	0.6	0.9		
次世代の党	0.4	0.1	0.0	0.2	0.0	0.0	0.1	0.2	0.1	0.2		
生活の党と山本太郎となかまたち	0.1	0.0	0.3	0.1	0.2	0.0	0.4	0.0	0.2	0.3		
日本を元気にする会	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
その他の政治団体	0.2	0.1	0.2	0.3	0.0	0.2	0.1	0.1	0.6	0.1		
支持なし	31.9	29.7	31.8	29.2	34.7	33.9	36.8	34.5	36.2	35.7		
わからない、無回答	7.7	6.5	8.1	9.9	8.4	9.3	9.5	9.6	9.0	10.3		

者然とふるまっています。国民の支持は3人に1人しか集めることができていません。自民党支持よりも「支持なし」の方が多いというのが実情です。そもそも、安倍さんたちは、2009年の総選挙で政権から落ちて以

降、2009年の得票を回復したことは一度もありません。長期の政権から転落した、あの転落ラインよりも下にいることしかできなくなっているのが今の安倍政権です。転落のきっかけをつくったのが2007年の安倍さんで、転落の瞬間が麻生内閣でしたから、いまの政権は転落コンビでつくっているということです。人気があるわけがないのです。

「70年談話」も思うようにならず

弱さの一つは、安倍さんが勇んで出そうとした「70年談話」の内容にも現われました。基調は河野談話や村山談話を後退させるものとなりましたが、たとえば「おわび」という言葉は入れないわけにいかなかった。事前に文案を見せられた高市総務相が、「おわび」が入っているじゃないですかと驚いてたずねると、首相は「俺がやれるのは、ここまですぐ一杯だ」と「読売新聞」2015年8月16日、「戦後70年安倍談話(上)『おわび』保守派に予告」。そこには内外の批判の力が反映しました。

国内の力で大きかったのは、安保法案に対する多くの人の反対運動です。安倍内閣は7月末までに決着をつけたかった。そして国会

前にも、官邸前にもどんなデモもない静かな

状況で、8月15日に安倍談話を出そうと思っていた。ところが安保法の採決は9月までずれ込みました。そのため、「朝日新聞」(8月15日)ですが、「安保法案への影響を考え、野党に攻撃材料を与えるような談話は出せなくなった(政権幹部)」。その結果を全国の右派総本山の日本会議も、「いろいろ政治状況が難しかったのだろう。仕方がない」と悔しがりました。自民党のある派閥幹部は、「いろいろ配慮した結果なのだろう。出さないことが一番良い選択だったかもな」とさえ言いました。国民の運動の力が、こうして政権の悪巧みを大きく修正する力となっているわけです。

安保法めぐる10月の政治

9月19日の安保法強行採決の後、日本の政治はどのように動いているでしょう。10月に

入ってからの動きをいくつか紹介します。

私の職場は兵庫県ですが、兵庫では関西学院大学で安保法反対の緊急集会が開かれた(10月1日)。強行採決されたけれど、反対運動はこれからもつづくということの意思表示です。「学者の会」は全国に120以上ありますが、これまでは「安保法案に反対する会」でした。それが全国で「安保法に反対する会」への衣替えをすすめています。安保法に反対するということは、これを国会で廃止し、さらに閣議決定撤回の政権を作っていくということです。日本の歴史上かつてなかった動きです。

10月3日には日比谷音楽堂で大きな集会が開かれました。「毎日新聞」は3000人と報道しました。しかし、この写真はどが一体3000人でしょう。「9月19日に成立してから、反対運動も小さくなりました」と、そう見せたい人もいるのかもしれませんが。

「ここでも大事なことは、「いやいや実際の様子はこちらですよ」と、インターネットを活用して全国に事実を伝える活動が大切です。今日のフロアには、年配のみなさんも多いですが、みなさんもまた、いつまでもインターネットから逃げられるものではありません

んと、あえて強調しておきます。

野党結集で政権を―国民の切実な声

民主党の中では、岡田さん(代表)や枝野さん(幹事長)は、なんとか野党で共闘して政権をとりたいと発言しています。社民党の吉田さん(党首)は、岡田さんと話し合った時に、「共産党も含めた野党5党の選挙協力が必要だ」と指摘しています。それから10月9日の「毎日新聞」に紹介された世論調査では、「安保法」評価せず57%、『参院選の判断材料』57%となりました。

都議会の6会派は10月8日に、安保関連法の廃止を求める提言を発表しました。このように、運動はいろいろな形で進んでいます。「強行採決で終わり」といった状態ではまったくありません。

安保法廃止の政権に向けて、共産党の志位さんは、「1人区全部で選挙協力をしたい」、「安保法廃止時には(自衛隊法など)現行の条約と法律の枠内で対応する。日米安保条約の解消に向けた措置は取らない」と他党と一致しない政策は棚上げでかまわないと述べています。民主党の岡田さんも、与党側を過半数割れに追い込むには1人区での勝敗が鍵を

握るとして、「選挙区での候補者調整を視野に、維新の党や共産党などの連携を強化したい」と表明しています。越えねばならないハードルはあるでしょうが、話はいろいろな形で継続しています。

他方で、共産党と共闘する、けしからんと言った人たちはつきりしてきました。民主党の中から大きな声をあげる人が出てきています。しかし、ここで注意すべきは、その人たちを「敵だ」といつて遠くに追いやるのでなく、どうやって仲間にしていくかという姿勢を忘れないことです。いまいろいろ言っている人も、9月19日の最終盤に向かう局面では、廃案を求める声の大きさに、自分たちの主張を声高に叫ぶことはできなくなっていました。安保法廃止の政権に向けて、再びそういう力を私たちが発揮することが大切です。

シールズ (SEALDS) は、「安保関連法への賛否の」参院選での争点化が重要な世論を喚起するために、無党派層の動向を注視し活動していきたい」という姿勢を表明しました。

10月16日には、民主党の枝野さんの呼びかけで、5野党と諸団体との会議が行われました。そこで枝野さんは「それぞれの団体、政

党に意見や立場の違いはあるが、立憲主義、民主主義、法治主義を破壊させないことでは、間違いなく一致できる」と発言しました。

10月20日には、東京の討論集会で、作家の落合恵子さんが「違いを言い立てて(野党勢力が)二分、三分しているような余裕はない」と訴えました。まったくその通りだと思います。

「学者の会」も頑張りつづけています。10月26日には、シンポジウムで安保法廃止を訴えました。代表の広渡清吾さんは、「立憲主義に反する安保法制を廃止するために、国会の多数派を形成することが必要だ。安保法制に反対する運動で示された市民の大きなエネルギーで、戦後初めての大改革をぜひ一緒に」と言っています。

10月30日には神戸大学でも平和フォーラムが行われ、安保法反対の有志の会が活動継続をすることを表明しました。

「国民は三日で忘れる」と口を滑らせた幹事長もどこかにいました。このように一旦成立した安保法を廃止に追い込もうとする取り組みは様々な形で元気に継続しています。

深まる従属的な一体化—アメリカの評価

安保法成立以後の政府等の動きも見ておき

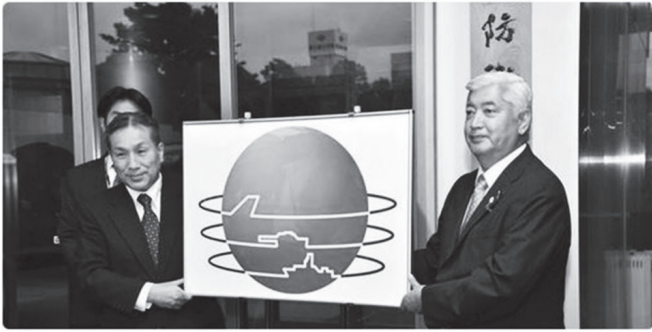
ます。まず、アメリカからの評価についてですが、10月1日、横須賀に米原子力空母、ロナルド・レーガンがやってきました。関連してレイ・メイバス海軍長官は、安保関連法の成立について、「日米関係が強化され非常に喜ばしい」と語りました。10月7日には、国務省のカービー報道官が、「日本として世界の平和と繁栄に貢献する姿勢を改めて明確にしたことに強い期待感がある」と述べました。アメリカから「これで日本の防衛は万全」という声は出てきません。「世界の平和」をめぐる日米協力の強化を歓迎しています。アメリカの戦略にもとづく日米の軍事一体化、自衛隊の対米従属の深まりを歓迎しているという事です。実戦訓練でも「海上自衛隊の護衛艦と米海軍の空母部隊が南シナ海で共同訓練を実施する」ことが、10月末には明らかになっています。

武器輸出の本格的な推進へ

10月1日は、防衛装備庁が発足しました。防衛装備とは何か？ 武器ですよ。武器庁とは何か？ 武器の開発・販売を推進するための政府のお役所です。

この写真は防衛装備庁のロゴマークです。地球をグルリと日本製の軍用機が一周している、日本製の戦車が一周している、日本製の軍用艦が一周している、そういうマークです。よくこんなえげつないものを発表したと思います。政府自身の「死の商人」化です。「毎日新聞」は「権限の集中が軍需産業との癒着を招くとの懸念」と書きました。「産経新聞」は防衛装備庁の発足に期待する連載記事を書いていま

すが、そこでは三菱重工が「防衛装備移転三原則をここに海外展開する」と語っています。日本最大の防衛産業です。武器輸出三原則がなくなくなり、逆に、装備移転（武器輸出）を促進するための方



針がはつきりさせられましたから、その線に沿って軍事生産部門を拡大しましょうということ。森本・元防衛大臣がインタビュにに応じて、「国が産業界をリードし、防衛産業の技術開発や産業基盤の育成と新たなビジネスチャンスを作ってゆくという中核的存在にならなければ」とも言っています。

「戦争する国づくり」に向けた政府の動きも急速です。こうした動きの一つ一つを重視して、情報を広く共有しながら、これをくい止める政治をめざす取り組みを発展させていかねばなりません。

「アベノミクスに目先を変えたい」が

安保問題から国民の目を経済問題に移したい。再びアベノミクスに目先を変えたいという意思もあるようですが、安倍さんが発表した「新三本の矢」について、野田聖子さん（自民党前総務会長）が「党内手続きをしていない」と批判したり、石破茂さん（地方創生担当大臣）が「一億総活躍」について「突如登場した概念」と述べるなど、自民党や政権の中から疑問の声があがっています。それだけ切羽詰まった行動だということでしょう。

いろいろと出てくる統計資料でも、家計消

費はマイナス、勤労者の実収入もマイナス、デフレ脱却の中心的指標としてかかげた消費者物価も最近ではマイナスとなっており、国民に対する「アベノミクス」の公約は何一つ実現できていません。実現したのは多くの海外投資家（機関投資家）をふくむ大株主や大企業の利益拡大だけです。「新三本の矢」を語る前に、古い「三本の矢」のボロボロ具合を確認しなさいといいたいです。

TPP「大筋合意」の衝撃―臨時国会を開けない

くわえて経済問題では、TPPの「大筋合意」というのが出てきました。選挙の時には「ウソつかない」「TPP断固反対」といつていたにもかかわらず、結果は「大筋合意」です。これ以上の「ウソ」はありません。そして「大筋合意」を発表した時には、「大丈夫です。聖域は守りましたから」と言いましたが、これも真つ赤なウソとばれました。聖域の3割を捨てていたことが発覚したのです。ですからJAなどはビックリして、「国会決議を守っていない」と、強い批判が噴き出しています。自民党からも「参議院選が大変な結果にならないか心配だ」（古賀篤衆議院議員）、「地元で

ウソをついたという言葉をぶつけられた」(長峯誠参議院議員) という声があがっているようですが、まったくもってあたりまえです。ウソをついたのは自民党政府そのものですから。野田聖子さんも同意内容をはじめて見て、「なんじゃこりゃ」と言っています。

そんな八方塞がり状況なので、臨時国会を開くことができずにいます。いま国会を開会すれば安保法案で批判される、TPPでも批

新しい日本の政治にむけて

60年安保と2015年安保

60年安保をたたかったというベテランの方から、2015年安保闘争の感想をうかがう機会がありました。そうすると、60年安保は学生運動もあったが、実際には労働組合主導だった、労組は、何月何日にあなた行ってくださいという動員をした、動員に応じてくれた組合員には「おつかれさま」ということで動員費というお金の出る組合もあった、そういう中での取り組みだった。半世紀前のその取り組みと今の官邸前を比べて驚くのは、組合などの団体に所属しない多くの個人が、自

判される、大臣の下着泥棒問題も追及される。これはもう「逃げるが勝ち」ということです。財界は臨時国会をすぐに開いて、大企業支援のアベノミクスの次の一手をただちに打てとっています。その財界のいうことさえいまは聞けない。「まずいのです。政権がつぶれてしまいます」ということを理由に逃げに入っているわけです。一体、どこが強い政権なのでしょう。

分の意思でデモに参加し、思い思いの言葉を語り、自由に自分の意思を表明していることだ、というのです。そこには、主権者としての個人の成長が現われているでしょう。

学生と学者の共同

シールズは、安保法制反対の会ではなく、「自由と民主主義を求める緊急行動」というのが「本名」です。安保だけではない。最近では「辺野古への基地移設問題はおかしい」との抗議声明を出しましたし、シールズ関西は大阪のW選挙で「おおさか維新」とのたたかいても表明しました。すばらしいエネルギーです。「マ

マの会」の運動も、おそろしい勢いで広がりました。ネットでつながったママたちが掲げたのは、「だれの子どももころさせない」という見事なスローガンです。さらに学者たちも立ち上がりました。学者というのは、めったなことでは集団行動をとるものではありません。

この写真は、全国から集まった250人以上の学者による「団結がんばろう」の様子ですが、こんな光景はこれまで見たことがありません。この記者会見で上野千鶴子さん(東大名誉教授)が、こんな発言をしました。「学者というのはわがままで、人の顔を見ればお前は違うというのが職業だ。だから群れることをしない。ところがそんな人間たちが、こうして全国から、同じ目的のために250人も集まっている。これは日本が陥っている状況がいかに深刻かということの現われであり、他方、その危機を防ごうとする決意の強さを表してる」と。会場は大きな拍手につまれました。

「学者の会」が学生たちを支えるという意味をこめたポスターも作られました。行動力は学生たちにかないません。私の大学にも、毎日のようにデモに参加した学生がいます。9月19日の最終盤に近くなると、大阪でス

ピーチした後、新大阪から新幹線に乗り、夜のうちに国会前に来て、国会前で夜を過ごすといったこともあったようです。ものすごい行動力です。

その学生たちを「学者の会」は支えよう、街宣でスピーチが必要なら出かけて訴えよう、活動の資金が不足するならカンパ——彼らはドネーション（寄付）といいますが——に応じよう、ということ。学生が何百人、何千人と集まっているところで学者が、たとえば10分、15分であっても濃縮した話しをします。すると学生たちはシンと静まり返って話を聞きます。その場で学習するのです。「学者の会」はそれを進んで担当します。

「学者の会」の抗議声明と運動の発展

「学者の会」は、強行採決翌日の9月20日に抗議声明を出し、「違憲立法の適用を許さず、廃止へと追い込む運動へと歩みを進める」としました。廃止へと歩みを進めるわけですから、「選挙で勝ちに行く」ということです。だから、そのために「野党は共闘」せよと必ず言うわけです。

昨年から今年にかけの運動で、「立憲主義」という言葉、考え方が国民の中に広まりまし

た。これは、とても大きな価値を持っています。政治権力は憲法にしばられている、それを守るのが当たり前だ、憲法を守らない権力は市民が引きずり降ろさなければならぬ、それが当たり前のことだと学んだわけです。そして憲法は9条だけではありません。9条はもちろん極めて大事な争点です。加えて25条の生存権も国家が守るのは当たり前。それにもかかわらず、なぜホームレスがこんなにいるのか、なぜ26条があるのに若者の教育権を奪うのか、27、28条、にもかかわらず労働権を奪い取るのか、そんな政府は許されるものではない。そういう明確な判断基準がつくられました。

私たちはこれから、平和を求め、築いていく運動だけではなく、社会保障の運動や教育の充実を目指す運動でも、これまで以上に憲法と結びついていける。なぜ立憲主義という近代政治の根本原則を守らないのか、という形で政府に国民の声をぶつける強固な足がかりを得てきました。これは憲法制定以後の歴史にあつて、きわめて大きな出来事です。

シールズのエネルギーと知恵

シールズの運動のやり方にも、学ぶべきものはたくさんあると思います。シールズは会

員制ではありません。名簿や会費もなく、個々の企画についても、行きたいときに自分の意志で参加する。それは各自が判断します。また、シールズという組織が示す公式見解は、ごくわずかです。ですからデモやスピーチでは、それぞれが自分の気持ちを語り、行動する。上部組織や執行部の「指示を待つ」ということはありません。

そういう若者が「層」としてどのように準備され、育ってきたのか、そこは大いに研究の余地があると思います。表面的な思いつきを述べておけば、一方には日本社会の劣化があります。他方には、インターネット、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）世代ということがあります。ツイッター、フェイスブック、ラインなどで、ヨコの連絡を自由に広げ、自分の言葉で、自分の意見を書き込みます。2011年以後の官邸前での「原発・原発ゼロ」の取り組みを体感して、刺激をうけて育った世代ということもできるかもしれません。

シールズ関西のメンバーに、シールズが一番気をつけている事は何かと聞くと、直ちに「見え方」という答えが返ってきました。周りの人にどう見えるのか、「かっこいいな」「ちよっ

と見て「こうよ」と思ってもらえるかどうかということ。」「正しければ、いつか必ず多数になる」と呪文を唱えるだけではダメだということ。ですから、彼らはフライヤー(チラシ)にも、映像にも、プラカードにも、ファッションにも、音楽にも、いろんな注意を払っています。彼らはよくデモの予告映像を流しますが、これはホントにかっこいいです。

それから彼らは、コール&レスポンスも研究しています。「シユプレヒコール!」「ウォー!」というのは「ダサイ!」と思っています。「民主主義ってなんだ」「これだ」が代表ですが、ああしたリズムや言葉の韻の踏み方も、思い付きではなく研究しています。必要な音楽も聞いて、さらに現場でやってみて反応も確かめている。よく準備しています。

スピーチの現場では、従来の運動だと、街宣車のまわりを「事務局長」と呼ばれる人が1人で走り回っているということがよくありますが、シールズは違います。事前に役割分担がしっかりとできています。たとえば通行人の邪魔をしないようにビニールテープを広げて交通整理をする人がいて、デモの参加者に「テープの中に入って下さい、そちらは人が通りますから」と声をかける。宣伝カーの

下にはタイムキーパーがいます。「先生の話は何分です。いま話している人が終わるころに、合図しますから上がってください」といった指示をうけます。クルマの上にはMC(司会)がいて、音楽・音量の担当者がいて、動画撮影の担当者がいます。そこで話し終わって下に降りると、スマホを持った学生が近づいてきます。ツイッターでの同時送信を担当するメンバーです。「先生の話は内容はこれいいですか」と見せられます。その場の限られた時間で140字にまとめるのです。よく訓練されています。たいした統率力です。それは上からの指示ではない、みんなで話し合っで決めているのです。そして、誰もが自然な礼儀正しさをもっています。接していて気持ちがいいのです。

民意の成熟が政治を動かす—シールズ語録

何冊かの本が出ていますが、その中の彼らの言葉で、素晴らしいと思ったものをいくつか紹介します。自分たちの運動は、社会の側から政治を動かす運動だ。政府や政党は民意の入れ物で、肝心なのは民意そのものだ、といった言い方をします。それから、政治はか

りやっているあちらの人と、政治に無関心なこちらの人に分かれるのではなく、日常の中に政治があるという状態、生き方をつくってきたいとも。

運動をはじめるときっかけにかかわっては、自分の言葉で話し始めた時に、自分の中の何かが変わった。だからみんなも変わるはず。自分の言葉で話すことが大事なんだ、といいます。

うちの大学の学生のスピーチも何度か聞きました。最後に自分の名前を伝えます。これは私の意見ですということ。それによって、自分に自信も生まれるし、自分で勉強もするようになる。ただ、ピラを読み上げるだけのスピーチなどは、ないわけです。

学者への批判にも面白いところがありました。学者は過去や現在を解釈したが。いくらか解釈を聞かされてもワクワクしない。そうじゃなくて未来を語ってほしい。現状を打開するためには、理想を語ることが必要だ。理想を語り続けていくと、理想に引かれた人が集まってくる。それによって理想は次第に現実になってゆく、というのです。これも私たちは大いに学ぶべきところのように思います。終わったらまたはじめればいい。継続はしんどい、継続は疲弊する。だから一回やめて

またはじめたらいい。

個人の運動だから、辞める人もいる。自分も学生だから交代する。でも誰かがやめても、誰かが始め出す。だから戦後70年だけでなく、戦後100年も大丈夫。

ベテラン世代への苦言もあります。新しい運動が出てきたときに動揺するな、新しい運動を歓迎しろ、そうした構えを持っているのが大人ではないか、と。

「運動の敷布団と掛布団」

「運動の敷布団、掛布団」と言ったのは上智大学の中野晃一先生です。古くから憲法を守る運動を、倦まず弛まずつづけてきた敷布団があつたおかげで、急ごしらえの掛け布団が可能になつたし、ここに掛ければいいと場所も良くわかつた。そして、掛け布団と敷布団の力がうまくかみあつたのだというわけです。

いま紹介したシルズの運動は、掛布団側の運動です。掛布団と敷布団では、運動論にももちろん違いがあつて当然です。とはいえ、そのことは新しい掛布団に学ばない理由にはなりません。経験主義の自己点検が必要です。

他方、掛布団の運動は、いつまでも同じ規

模で、同じ熱気をもってつづくものではないかも知れません。しかし、そうではあつても、あの時、こういうやり方でよびかけた時、あれだけたくさんの人の手がつながつた、その

安保法の廃止—決め手は世論と運動

政治を動かす国民の力

さて、おしまいです。安保法制の廃止に向けて最も大切なことは、広範な世論を運動の形で示すことです。本当に安保法の廃止、閣議決定の撤回に進まないと許されないよという、野党に対する圧力です。主権者は国民であり、政治はその意向を反映するものですから、これはまったくもって正当な圧力です。この声に押されて、すべての野党が互いを好きだろろうと嫌いだろろうと、そこを乗り越えて手をつなぐ。そういう局面を作る市民運動社会の側から政党、政府を動かす力が問われます。政党はすでにいろいろな交渉を始めていますから、それを底辺から押し進める大きな支えをつくる取り組みが必要です。「野党は共闘」の声を、すみずみにまで広げていく取り組みです。

渦中にいたという経験は、今後の新しい掛布団づくりにも大きな蓄積となつて残るでしょう。それは各人の成熟とともに、市民社会の成熟を表すものだと思います。

そこで忘れてならないことの一つは、依然として安保法については、中国から守つてくれる、北朝鮮から守つてくれると内容を誤解している人たちがいますから、「安保法はどんな内容なのか」「国を守るものではありません」「この国にテロやミサイルが向けられるきっかけにも」といったことを、引き続き伝えきつていくことが必要です。

落選運動と野党共闘

来年の選挙に向けた落選運動の準備も大切です。若い人は面白いですね。「賛成議員は震えてまで」と。ただし、本当に震えあがらせるためには、落選リストを作るだけでなく、一人区でも落としていけるだけの有力な対抗馬をつくらねばならない。そこで「野党は共闘」が不可欠になります。野党がバラバラでは勝てない。だから「一つに力を合わせろ」とい

うことです。本気の落選運動は、野党共闘実現の運動と、本来一体のものであるわけです。

「野党の選挙協力に期待しますか」という世論調査の質問に、「期待する」という回答が次第に増えていきます。共産党が提案したというだけでなく、それがずつと野党間の大きな話題になりつづけている。それが世論の期待も高めていつている。そこにはそれを話題にさせつづける国民の運動の力が現われています。

一人一人が学習とSNSを

こういう、過去に例を見ない激動の時代に必要なのは、新しい局面に、最新の知識、知見をもって立ち向かうという姿勢です。国民の一人一人が、ますます賢くならねばなりません。自称「運動家」であれば、なおさらです。毎日の新聞を読むだけでは、まったくダメです。それらの情報を整理するための引き出しを頭につくることが必要で、それには学問が必要で、社会科学の基本、経済学、政治学、歴史学、社会思想などをしっかり学ぶということです。孫のようなシルズのメンバーに、「スゲー！こんな本を読んでいる」といわれるようなベテラン世代が、今からでもたくさん生まれなければならぬのです。組織の

指導部まかせでなく、一人一人がかしこくなることが不可欠です。

もう一つは、従来からの試されずみの運動の手法に加えて、SNSの活用にも習熟することがどうしても必要だということです。ツイッター、フェイスブックから逃げたいいけないということ。そこでもたかえないうことは、ビラが配れません、電話かけができません、街頭に立てませんということ

〔質問に答えて〕

1. 「ゆれる公明党を説明してほしい」

「ゆれる公明党」、確かにそうですね。与党が安保法制を推進する中で、創価学会の中からは批判の声もあがってくる。そもそも政教分離はあたりまえですが、これまで一体だったこの組織にもねじれ現象が起こっているわけです。

内情について特別の情報はありませんが、自民党と同じく公明党も、2009年の政権転落以後、今日まで09年時の得票を上回ったことはありません。支持率は、この1年ほどで共産党に逆転されつつありますし、

変わらぬことになっています。ツイッターの世界、フェイスブックの世界にも、激烈なたたかいの現場が作られています。情報が行きかう現場が作られており、いろんな立場の衝突があります。逃げていては、その場に参加することができませんし、参加しなくてもいいと聞き直つていては自称「運動家」も失格です。ぜひ、お子さん、お孫さんに教えてもらつてください。

組織力もかつてのような「神通力」が発揮されなくなつてきています。指摘されていることの一つは「高齢化」ですが、より根本には、現在の自民党政治にベッタリ貼りついていて、その政治姿勢に魅力がないということがあるように思います。そのことに対する学会員の反乱が少しずつ表面化しているのではないのでしょうか。

2. 「野党が一致していく世論をつくること

とが大事だが、地方では共産党排除があり、どう対処したらいいのか」

実情は地方にに応じていろいろでしょうか

ら、その地方で考えてほしいということしか言えません。ただし、どこの地方であつても、政党間の関係をかえていく力は国民、住民の声だということを忘れないようにする必要がありますかと思ひます。「共産党排除に固執して、安保法廃止に背を向けるなら、あなたの政党は次の選挙に生き残ることができませんよ」と、そういう圧力を感じさせる住民の運動を、どうやってつくっていくが根本でしょう。圧倒的な世論の力で、政党の姿勢を変えさせていくというのが、一見遠回りにみえて、実は一番の正攻法ではないでしょうか。

3. 「現場が忙しいです。若い人がなかなか組合に入ってくれない。憲法を語る時間がないほど多忙です。何かヒントを」

自分の運動のやり方はこれでいいのか、自分の生活のあり方はこれでいいのかと、時々自分を点検してみることは誰にも必要なことだと思ひます。これは僕自身にもいえることです。若い気でいたけれど、気がつけば自分の子どもより若い子がシールズであんなに頑張っている。あの子からみれば、僕は、おっちゃんをこえてじいちゃんに近づきつつあるわけ

です。大学の同僚にも、もう20才ほど違う若い学者がいるわけです。そういう自分の立ち位置を正確にとらえる必要がある。若い頃と同じことをするだけでなく、今の立ち位置にふさわしい活動の仕方を考える必要があるということです。組織や集団全体の中での自分の適切な立ち位置を考えるということです。

「若い人」へのはたらきかけが、結果としてあまりうまくいっていないというのであれば、「私は正しいのに」という前提を、疑ってみる必要があるかも知れません。主張は正しいかも知れないが「やり方は正しくないかもしれない」ということです。では、うまくいくやり方はどういうものなのだろう。そこを探求してみるということですね。そのあたりは、こちらの結論を押し付けたり、こちらの必要によつてつきあうのでなく、じっくり「若い人」の話聞いて、人として互いの信頼をつくることから始めてみてほしいかも知れません。ぜひ工夫してみてください。

4. 「改憲運動の側の『1000万署名』だとかを聞かすが、その実態はどうなっているのか」

「美しい日本の憲法をつくる国民の会」とい

うのが改憲に必要な国民投票への準備を意識して、1000万署名をしているというものです。全国各地に「国民の会」がつくられているという情報はありますが、どれくらい署名が集まっているといった情報は聞きません。

総本山の「日本会議」については、会員が全国に3万5000人といった報道もあるようですが、一時、公開していた地方組織ごとの人数は、HPにアップされなくなつています。「草の根」の取り組みを重視しているのは事実ですが、それほど大きな成果が生まれているわけではないのではないのでしょうか。

兵庫県でも「成人の日」に「憲法24条がこの国の家族をダメにしました」といったマンガ入りのパンフを配つたりしていましたが、配っているのは年配の人ばかりでした。ヘイトスピーチは目立ちますが、実数は大きくありませんでした。反ヘイトのカウンター運動が、それを抑え込んだということもありました。

要領を得ない回答で申し訳ありませんが、具体的な改憲運動の実態ということ、何かはつきり形のあるものが新しく立ち上がっているということはないように思ひます。むしろ最大の改憲運動の主体は政府であつて、これを包囲し、孤立させる世論をつくるのが、地域、

地域を守ることもつながるように思います。

5. 「大阪ではなぜ橋下氏や維新の支持率があれほど根強いのでしょうか」

よく言われることの一つは、大阪経済が全国平均に比べてかなりひどい状態にあるということだと思います。失業率は高く、本来生活保護を受けるべき人の比率も非常に高い。それを行政がかなり抑え込んでいます。それはかつての自民党の政治も、現在の維新の政治もかわらないのですが、「今の暮らしを何とかしてくれ」「現状では満足できない」という深刻な声に、「橋下維新」が「改革の途中だ」「もう少しやらせてくれ」と、うまく問題をすり替えているというところがあります。

そのすり替えをうまくやる点で、メディアの役割が格別に悪いという問題もあると思います。関西のメディアは、2011年のW選挙の時には橋下応援一色でした。いま全国ではNHKがおかしいと言われていますが、あれの先取りが、大阪の民放各局で起こったということです。大阪市では5月に「大阪都」構想をめぐる住民投票が行われましたが、あの時に「維新」を批判する側で大きな役割を果たした1人に藤井聡さん（京都大学教授）

がおられるのですが、大阪の朝日放送は選挙報道の「公正」を理由に、W選挙の終了まで藤井さんをテレビに出演させないことを決めてしまいました。それほどに大手メディアの「維新」に対する肩入れが強いのです。

それに対して「オール大阪」で対抗するという準備が進んでおり、シールズ関西のような若い人たちの立ち上がりもあります。しかし、様々な角度から「オール大阪」を分断しようという攻撃も強く、厳しい選挙になると思われます。

6. 「教育や大学の現場で国民の運動を阻止するような動きもあると思うが…」

かなりの攻撃を受けています。もともと教育委員会は、戦時の軍国主義教育の反省から、教育の内容は行政とは別のところで決めようという趣旨にもとづいてつくられたものでした。ここで教育の内容、教科書の選定を行うということですが、実際には、行政が自分に都合のよい教育委員を選ぶなどして、その機能が十分発揮できなかったところがあります。が、本来の趣旨はそういうことでした。

ところが昨年には、教育委員会を行政の下請機関に変質させる法「改正」が本格化して、

これが可決させられました。そうした教育への行政の介入の広がり、事実をねじまげた教科書づくりが結びついて、現場の教育内容の変質が進められています。これはもともと重視して取り組みをせねばならない領域です。

大学に対しても、政府の介入の動きが深まっています。大学では、本来、学費をいくらにするか、今年誰を入学させるか、どういうカリキュラムで教えるか、誰を教授に昇任させるかなどは、すべて教授会で決めることになっていました。それを学長専断で決められるようにしようという動きです。そうすれば、政府は全国の学長を抑えるだけで、全国の大学をコントロールできるようになるということです。そのような法「改正」が、これもまた最近行われたところです。

安保法案が出てきた時に「学者の会」が急速な立ち上がりを見せたことの背景には、こうした大学の自治、学問の自治に対する危機感も強くあったと思います。憲法学者の言葉が政府によって軽視された瞬間に、それまでの不満が一挙に爆発する形で、「学問をなめるな」「この政府は許せない」という怒りになったように思います。